

8-1 経済的なサポート



●申請・問合せ こども家庭課 0244-24-5215

小高区役所、鹿島区役所の市民総合サービス課でも受け付けます。

- 児童手当** 中学校修了前までの子どもを養育している方に支給します。出生後、15日以内に手続きをすると翌月からの支給となります。

必要な書類：保護者の保険証、預金通帳、マイナンバー

0歳から3歳未満 15,000円/月・人(一律)

3歳から小学校修了前 10,000円/月・人(※第3子以降は15,000円)

中学生 10,000円/月・人(一律)

※「第3子以降」とは高校卒業までの子どものうち、3番目以降をいいます。

■子ども医療費助成

18歳までのお子さんの医療費(保険診療の自己負担額)を助成します。

●登録の手続き

子ども医療費受給資格証の交付を受けてください。

必要な書類：お子さんの保険証、保護者の通帳

●市外(相馬市、新地町以外)で受診された方へ

一度、医療費の一部負担金をお支払いください。領収書(診療年月日、診療点数、請求金額、医療機関名と領収印のわかるもの)と「子ども医療費助成申請書」をお送りください。1か月単位1医療機関1申請書です。

- 申請書は市ホームページの各種申請書から印刷するか、上記のこども家庭課に申請書を請求すると郵送します。

■ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給

お子さんの誕生を祝い、健やかな成長を願って、誕生祝い品を支給する「ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給事業」を実施しています。

- 支給要件** 次のいずれにも該当する場合に支給します。(出生から半年以内に申請ください。)

(1)出生の日から市内に住所を有すること

(2)児童の父又は母が、児童の出生日に市内に住所を有すること

- 誕生祝い品** 紙おむつ・おしりふき・粉ミルク

- 支給方法等** 児童一人あたり、2万円分の給付券を交付します。

給付券(千円券×20枚)により、有効期限内に市内登録店にて紙おむつ等と引換てください。

市外に避難している方は支給決定後、購入した領収書等により、後日、市に請求してください。

- ファミたんカード** 全国で使えるようになりました。福島県内は約4,000店あります。18歳までのお子さんを育てている家庭に物販、飲食店などで特典があるカードです。

8-2 経済的なサポート

■**児童扶養手当** 父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童が育てられているひとり親家庭などの生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

■**特別児童扶養手当** 心身に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を監護している方に支給します。

■**ひとり親家庭医療費助成** 18歳未満の児童を監護している配偶者のない父親または母親とその児童、父母のいない児童の医療費の一部を助成します。

=====

■若者等世帯への定住奨励金について

※申請条件確認のため、申請前に必ず建築住宅課へ御相談ください。

0244-24-5406(市役所本庁舎2階)

0244-46-2144(鹿島区役所1階)

南相馬市では、若い世代の本市への定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に新たに入居し、又は市内で住宅を取得する「若者等世帯」に対し、奨励金を交付いたします。(事業期間:令和3年3月31日まで)

1 奨励金の対象・交付条件

●共通の条件

- (1)南相馬市の住民として5年以上住み続けること。
- (2)入居・取得した住宅に住所があり、居住していること。
- (3)市税の滞納がないこと。
- (4)世帯員が暴力団員等でないこと。
- (5)以前に奨励金を受けていないこと。
- (6)南相馬市及び本市以外の市区町村から交付される同様の補助金を受けていないこと。

2 奨励金の額 ※共有者の持分により減額する場合あり

- (1)転入した若者世帯、子育て世帯、若年夫婦世帯
民間賃貸住宅入居：18万円 新築住宅：100万円 中古住宅：75万円
- (2)多世代同居世帯
新築住宅：100万円 中古住宅：75万円
- (3)近居世帯
新築住宅：75万円 中古住宅：50万円

※県外からの転入者で、福島県「来てふくしま住宅取得支援事業」の対象要件を満たす場合、県の補助金(最大80万円)が加算されます。

3 注意事項

南相馬市の住民として定住する意思を示す誓約書を提出していただき、各種調査・照会をすることに同意していただきます。